

新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン追補版 No. 1 改訂

1) 基本方針の追加

1. - (1) 会員企業は従事者の体調管理の徹底を図るため、全従事者に朝の検温を実施し、その記録を管理する事。また、室内での密閉を防ぐために一定時間毎の換気を徹底する事。

2) 基本方針 6 (社内での感染者発生の場合) の具体的手順等について

① 社員に感染が疑われる症状が発生した場合の対応について

- (1) 社員から体調不良の報告があれば、まず自宅待機（テレワークの指示を含む）とする。
- (2) 発熱、咳などの風邪症状、味覚、嗅覚の異常などがみられる者には外出自粛を勧奨する。
- (3) 医療機関を受診するため等やむを得ず外出する場合、公共交通機関の利用は極力避ける旨注意喚起する。
- (4) 次のいずれかに該当する場合は「帰国者・接触者相談センター」への相談と相談結果を速やかに報告するよう指示する。

- ・ 風邪の症状や 37.5℃以上の発熱が4日以上続いている。

- (解熱剤を飲み続けなければならないときを含む)

- ・ 強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある。

- ※ 高齢者、基礎疾患等のある方、妊娠中の方は、風邪の症状や 37.5℃以上の発熱が2日程度続く場合、又は強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある場合

【各都道府県が開設している帰国者・接触者相談センター】

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/covid19-kikokusyasessyokusya.html

② 検査の結果陽性反応が出た場合、保健所の指示のもと濃厚接触者、感染経路調査、消毒など実施される。以下に保健所の対応の一例を記す（保健所によって異なる場合があるかもしれないので確認すること）。

- (1) 感染者が発生した場合、保健所もしくは医療機関から本人と勤務先に連絡が入る。
- (2) 保健所より、企業に対し感染者が発症して以降の行動を洗い出すよう指示がある。感染者と接点のあった人物は保健所により濃厚接触者であるかが判断される。
- (3) 濃厚接触者は全員2週間の自宅待機とする事。
- (4) 濃厚接触者はPCR検査の結果、陰性であっても2週間の自宅待機とする事。
- (5) 濃厚接触者でない者も1週間の経過観察を行う事（就業判断は各社で行う）。
- (6) 保健所から業務停止命令は出されないが、指導に沿って対応する事。
- (7) 濃厚接触者ではない経過観察対象者に関しても、定期的に保健所から健康状態の報告等が求められるので速やかに対応する事。

(消毒に関しては各保健所の指示に従うことになるが概ね以下のとおり)

- ① 保健所が消毒を行うケースと、保健所が消毒するよう企業に指示を出し企業側で消毒を行うケースがある。
- ② 企業側で消毒を行う場合、企業は業者に委託するか自ら消毒を行うことになる。

(感染者発生時の業務継続に関して)

業界の存在意義を考慮に入れると、仮に感染者が出た場合でも濃厚接触者は別にして、以下の点に留意しながら業務を継続することは可能ではないかと思料される。

- ① 感染社員の行動範囲、消毒規模など考慮し業務継続性を考える。
- ② 感染社員、濃厚接触社員の不在の間の業務継続方法、引継ぎ方法など事前に定めておく。基本線は、3密状態を避け感染者が出た建屋で勤務するもの全員が濃厚接触者にならないような工夫をする。下記に具体的な例を示す。
 - (1) 手洗い・うがいの励行、マスク着用、2m以内での長時間の会話を避けるなど。
 - (2) 同じ会社の人間であっても他部門の者と話をする場合は、自席ではなくそのための場所（談話スペース）を決めておく。
 - (3) 営業の場合、可能であれば直行直帰を推奨する。
 - (4) 昼休み等一斉に休憩を取るのではなく時間差を設ける。
 - (5) 消毒等で立ち入りが出来なくなる3、4日分の在庫を別の倉庫等に分散保管するなど供給の空白をつくらない。
 - (6) 物流センターの出荷チームをいくつかのグループに分け、グループ間で濃厚接触者にならないような業務体系が取れないかどうかを検討する（リスクの分担）。
 - (7) 営業担当者が医療現場で勤務する場合、その営業担当者のマスク、ゴーグル、防護装備など安全対策の確保も十分配慮する。

3) 基本方針3(自社だけで対応出来ない場合)の具体的手順等について

小規模事業者等では感染社員が発生した場合やクラスター発生の場合で事業所全ての機能を止めざるをえない事を想定し、事前に都道府県医療機器販売業協会内での報連相・情報共有体制を構築しておく必要がある。

また、基本的な対応案に関しては医器販協事務局とも共有しておく必要がある。なお、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく対策本部が政府、各自治体に設置された場合、医器販協感染対策本部(事務局)を設置する。医器販協感染対策本部は正副会長、総務部会長、医療機器流通研究委員長及び専務理事で構成する。

- ① 事業所が閉鎖になった場合
 - (1) 地区保健所に対応を確認し、所属の団体長に報告を行う。
 - (2) 団体長は閉鎖になった事業所の代表者や営業責任者と連絡を取り状況確認を行う。
 - (3) 団体長は状況を確認した上で閉鎖期間、消毒作業、営業開始可能日等の情報を医器販協感染対策本部(事務局)に連絡する。
- ② 閉鎖中の安定供給について

- (1) 団体長は閉鎖した事業所の営業圏内の医療機関と連携を図り、可能であれば事前に協議しておき、協会員企業と連携を取って安定供給の継続に努める。
- (2) 営業圏が複数県にまたがる場合や県境など県をまたいで協力した方が効率的な場合は関連する団体長が連携し、ブロックもしくは医器販協感染対策本部の協力も得ながら安定供給に努める。